

船橋市緑の基本計画における 進行管理結果

市の木・市の花



サザンカ



カザグルマ



ヒマワリ

建設局 都市整備部 公園緑地課

令和元年10月

目次

1	緑の基本計画	P 2
2	計画策定後の進行管理	P 4
3	各施策の進捗状況	P 5
4	各施策の具体的取組	P 7
	(施策 1) 船橋らしい緑の保全	P 7
	(施策 2) 公園緑地の整備	P 8
	(施策 3) 緑化の推進	P 9
	(施策 4) 緑の効果を高める管理の充実	P 10
	(施策 5) 市民との協働の推進	P 10
	(施策 6) 緑の普及・啓発	P 12

●はじめに

本市は、海から源流域までたどれる水系特性があるほか、南部には貴重な干潟・浅海域「三番瀬（さんばんぜ）」、内陸部には河川の源流域となる斜面緑地、ふなばしアンデルセン公園や県民の森といったまとまった緑地が残っており、市街化が進んでいる一方で、特徴ある緑の自然環境が見られるまちとなっています。

緑は生活にうるおいとやすらぎをもたらすかけがいのない財産であり、現在残っている緑を保全しながら、新たな緑の創出を図り、それらの緑と水の景観に親しめる拠点のネットワーク形成を行うことで、将来を担う子どもたちに豊かな自然を継承していくことが私たちの責任だと考えています。

そのために、都市の緑の適正な保全及び緑地に関する計画である「緑の基本計画」を中長期的な視点に立って策定し、市民のみなさまと行政が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくための共通目標・指針として推進していきます。

本冊子は進行管理結果を公開することで、本計画の実行性をより高めることを目的に作成しました。

1 緑の基本計画

●緑の基本計画とは

平成6年6月の都市緑地保全法（現：都市緑地法）の改正において創設された、市町村が中長期的な視点に立って策定する都市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

船橋市緑の基本計画は平成9年3月に策定し、平成19年10月に改定（改定第1版）を行いました。また、平成23年に起きた東日本大震災に起因する防災意識の高まりや異常気象の一因と考えられている地球温暖化への対策といった社会情勢の変化、また、緑化に関する普及・啓発活動をしていた財団法人船橋市緑の基金の解散といった経緯を踏まえ、現状に合った計画とするために平成29年3月に改定を行い、現計画（改定第2版）となっています。

●構成

本計画書は読みやすくなるよう、前半に「緑の機能」「計画の基本方針」「計画実現のための施策」等を記載し、計画の位置づけ等は後半に示しています。

- 第1章 緑の機能
- 第2章 船橋の緑の現況
- 第3章 計画の基本方針
- 第4章 計画実現のための施策
- 第5章 地域別計画
- 第6章 計画策定後の進行管理
- 第7章 緑の基本計画とは

●基本方針

次の4つの基本方針のもとに、緑の保全・創出・育成を進めることにより緑の将来像を実現していきます。

- 方針1 人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります
- 方針2 多様な緑により、風格ある緑の都市をつくります
- 方針3 安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします
- 方針4 市民との連携により、緑を守り育んでいきます

●目標

中間目標年度を令和 7 年度、目標年度を令和 17 年度とし、3 つの目標を定めています。

目標 1 樹林地の確保

市内にある樹林地を維持・保全するため、都市緑地としての開設や指定樹林の指定といった保全施策を実施している面積を増やします。

目標 2 都市公園の整備

都市公園の総面積を増やします。

目標 3 市民協働の推進

市民協働事業に対する参加団体や実施箇所数を毎年 2% 増やす。

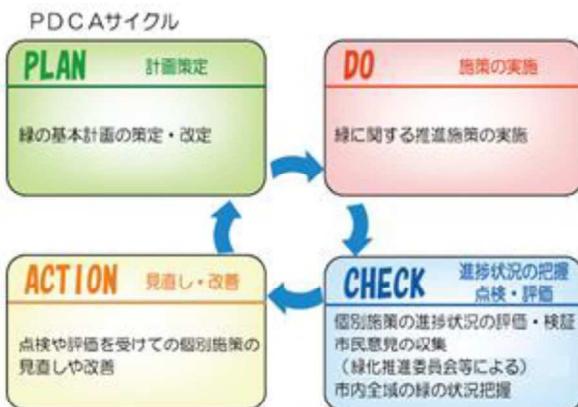
目標	基準	実績 (平成 30 年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目標 (令和 17 年度)
樹林地の確保	206ha (H25)	195ha	226ha	246ha
都市公園の整備	198ha (H26)	211ha	231ha	257ha
市民協働の推進	市民協働事業に対する参加団体や実施箇所数を毎年 2% 増やす			

2 計画策定後の進行管理

●進行管理

本計画の推進にあたっては、PLAN（計画策定）、DO（施策の実施）、CHECK（進捗状況の把握、点検・評価）、ACTION（見直し・改善）の PDCA サイクルに基づき行います。

具体的には PLAN で緑の基本計画の策定・改定を行い本計画の実行性を高め、DO で具体的な施策を実行し、CHECK で個別施策の進捗状況の評価・検証を行うとともに緑化推進委員会等による市民の意見を取り入れ、ACTION で計画の推進に関する点検や評価を受けて推進施策の見直しや改善を行います。



各個別施策については、施策内容やその効果により 1 年から 3 年程度の定期的な検証を行い、施策の修正等を行います。

さらに、進行管理結果をホームページ等により公開することで実行性を高めます。

3 各施策の進捗状況

全45個別施策の進捗状況（平成30年度末時点）は、下記のとおりです。

各施策の進捗状況	
未着手 (ー)	2(4%)
着手 (△)	7(16%)
実施 (○)	36(80%)
完了 (◎)	0(0%)

各個別施策の進捗状況は下記のとおりです。

基本施策	個別施策	進捗状況
(施策1) 船橋らしい 緑の保全	1-1 樹林地の機能評価	○
	1-2 都市緑地による樹林地の保全	○
	1-3 市民の森による樹林地の保全・活用	○
	1-4 指定樹林制度の活用	○
	1-5 特別緑地保全地区の指定	—
	1-6 風致地区制度の活用による緑の維持	○
	1-7 巨樹・名木の保全	△
(施策2) 公園緑地の 整備	2-1 公園不足地区における優先的整備の推進	△
	2-2 公園等の恒久性の確保	△
	2-3 土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備	○
	2-4 既存国有地の活用	○
	2-5 隣接する市街化調整区域での公園整備	△
	2-6 市街地の立体的な土地利用による公園整備	○
	2-7 新たな運動公園の整備	—
	2-8 開放型の都市緑地の整備	△
	2-9 特色ある公園等の整備	○
	2-10 防災機能の強化	○
	2-11 都市公園の再整備による活性化	○
	2-12 生産緑地の活用	○

基本施策	個別施策	進捗状況
(施策 3) 緑化の推進	3-1 街路樹による道路緑化の推進	○
	3-2 自然を活かした水辺環境の創出	○
	3-3 公共施設の緑化	○
	3-4 生垣助成	△
	3-5 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進	○
	3-6 立体的な緑の推進	○
(施策 4) 緑の効果を 高める管理の 充実	4-1 公園・緑地・街路樹の適正な管理	○
	4-2 地域に根差した樹木の移植	○
	4-3 安全・安心な公園の維持	○
	4-4 緑のリサイクルの推進	○
(施策 5) 市民との協働 の推進	5-1 市民参加の公園づくり	○
	5-2 ふれあい花壇事業	○
	5-3 花いっぱいまちづくり助成事業	○
	5-4 花苗サポーター事業	○
	5-5 町会等清掃委託制度の推進	○
	5-6 地域のシンボルとなる緑づくり	△
	5-7 ビオトープ事業の推進	○
	5-8 緑の保全に寄与する団体へのサポート	○
	5-9 緑化推進委員会の設置	○
(施策 6) 緑の普及・ 啓発	6-1 緑と花のジャンボ市	○
	6-2 花壇コンテスト	○
	6-3 公園等の情報提供	○
	6-4 環境学習プログラムの開発	○
	6-5 市の花の普及・啓発活動	○
	6-6 緑の散策路の普及・推進	○
	6-7 地域の活性化のための公園活用	○

4 各施策の具体的取組

基本施策	個別施策	基本計画指標		令和元年度 予定事業	平成30年度実施 事業内容	進捗 状況	実施上の問題・ 課題	評価
		令和7年度	令和17年度					
(施策1) 船橋らしい 緑の保全	1-1 樹林地の機能評価	市内の樹林地を都市環境の保全や景観形成、防災といった緑の持つ機能から調査・分析し、各箇所の機能を評価します。その評価結果をもとに、今後の保全方針や施策展開の検討に反映していきます。	-	-	必要に応じて、機能評価の随時更新	機能評価の更新なし	実施	機能評価を効率的に活用する必要がある。 引き続き、機能評価を継続する。
	1-2 都市緑地による樹林地の保全	市内の樹林地の中で機能の評価が高く、保全すべき重要度が高い樹林地を買収もしくは借地し、都市緑地として保全します。	都市緑地面積 40.0ha	都市緑地面積 50.0ha	用地取得 (目標：37.5ha)	都市緑地として活用できる土地用地の寄付受入 (実績：36.84ha)	実施	用地交渉先の把握や地権者の理解を得る必要がある。 樹林地の保全について具体的に着手している。
	1-3 市民の森による樹林地の保全・活用	市内の樹林地の中で機能の評価が高く、住宅地等に隣接するものを市民の森として借地・整備し、地域の憩いの場として開放します。	-	-	候補地の選出	HPにて既存市民の森のPR	実施	候補地の選出や地権者の理解を得る必要がある。 地域の憩いの場として親しまれてる。
	1-4 指定樹林制度の活用	市内の樹林地の中で機能の評価が高い樹林地を指定樹林に指定し、管理費用の助成等を行うことで保全を図ります。	-	-	既指定分の助成および新規指定	新規指定 (樹林) 16,123m ² (生垣) 1,795m	実施	相続等による開発による解除申出、及び高齢化等により管理がままならない状況がある。 引き続き、事業を継続する。
	1-5 特別緑地保全地区の指定	都市における良好な自然環境に寄与する緑地を一定の行為の制限などにより現状凍結的保全する特別緑地保全地区等の指定による保全を検討していきます。	-	-	特別緑地保全地区の指定候補地検討	未着手	未着手	指定候補地の検討を行う必要があるが、把握が難しい。 検討を開始する。
	1-6 風致地区制度の活用による緑の維持	風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ良好な景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区であり、本市では4地区を指定しています。千葉県からの権限移譲により平成27年1月1日に施行した船橋市風致地区条例に規定された規制に対する確認や許可を行っていくことで、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図ります。	-	-	風致地区条例に基づく行為申請の審査・許可	風致地区条例に基づく行為申請の審査及び許可	実施	特に無し 適切に審査・許可することで、住環境と緑地環境の調和を図ることに有益となっている。
	1-7 巨樹・名木の保全	ふるさとの風土の歴史を刻んだ巨樹を保全するため、指定樹木制度の活用を図ります。また、巨樹の他に地域に親しまれている木などを名木として保全するため、指定要件を検討します。	指定樹木本数 115本	指定樹木本数 130本	指定樹木制度の活用及び優先する制度の決定	市内にある巨樹・名木の現地調査及び緑化推進委員会にて巨樹等の保全方法に係る検討	着手	ニーズに合わせた指定樹木制度の活用方法を研究する必要がある。 最適な保全方法について検討を重ねている。
					新規指定 (目標：新規104本)	街路事業協力など4本指定解除 (実績：99本)	着手	制度の周知などの必要がある。 引き続き、事業を継続する。

基本施策	個別施策	基本計画指標		令和元年度 予定事業	平成30年度実施 事業内容	進捗 状況	実施上の問題・ 課題	評価
		令和7年度	令和17年度					
(施策2) 公園緑地の 整備	2-1 公園不足地区における優先的整備の推進	市街地を町丁目や線路等の分断要素の点から54の公園整備推進地区に分け、各地区的公園整備状況をもとに、公園が不足している地区に優先的に公園を整備していきます。	-	-	用地取得及び公園の整備検討	公園不足地域の現地調査と候補地の選出、並びに地権者へ土地の活用方法に係る相談	着手	用地交渉先の把握や地権者の理解を得る必要がある。 公園整備に向けて検討を行っている。
	2-2 公園等の恒久性の確保	公園等の恒久性を確保するため、都市公園法に基づく都市公園として開設するとともに、一定規模以上の都市公園については都市計画決定を行います。また、借地により開設している公園は用地取得を推進します。	-	-	都市計画決定及び都市公園開設	都市計画決定を受けた都市公園の新規1件開設(合計：163件)	着手	都市計画決定にかける公園の整理が必要である。 都市公園の恒久的な確保が進められている。
	2-3 土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備	土地区画整理事業や再開発事業等の実施の際には、公園整備等の協議を行い必要となる公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑地に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。	-	-	引き続き協議を行い、事業計画（案）の策定及び地権者の同意取得を目指す準備会の活動を支援する。	事業計画（素案）の作成に際し、公園の配置、仕様などについて複数回協議の実施	着手	概ね公表しているスケジュール (https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kaihatsu/002/p045319.html) 通りに進捗している。
					2号緑地実施設計	4-1・4-2号緑地の整備	実施	特に無し 着実に進捗している。
	2-4 既存国有地の活用	国有地等の払下げに際し、公園不足地区等を踏まえ、用地取得並びに公園整備を検討していきます。	-	-	用地取得の検討	用地取得の検討	実施	用地交渉先の把握や活用方法の検討が必要である。 引き続き、事業を継続する。
					必要に応じて検討	国有地の取得に向けた国との協議	実施	課題解決に向けた協議の必要がある。 適時適切に、国との協議を行った。
	2-5 隣接する市街化調整区域での公園整備	既に宅地化された市街化区域内で、まとまった公園用地の確保が難しい場合に、隣接する市街化調整区域において公園整備を進めることを検討していきます。	-	-	公園整備検討	寄付相談による要望地の現地調査及び公園としての活用の検討	着手	公園不足地区との整備優先度の順位付けが必要である。 公園としての活用を検討している。
	2-6 市街地の立体的な土地利用による公園整備	人工地盤の上部利用や立体都市公園制度など、市街地の限られた用地を立体的に活用する制度により、都市部の公園不足地域での公園整備を検討していきます。	-	-	開発指導における上部利用による公園整備	開発による帰属公園において、貯留施設上部を公園として整備することを許容及び指導	実施	貯留施設の管理者である下水道河川管理課との管理区分の明確化が必要である。 開発事業主に対して、可能な限りで指導しているが、条件次第での実現となっている。今後も継続して指導していく。
	2-7 新たな運動公園の整備	スポーツ健康都市宣言を踏まえ、市民の利便性を図るために新たな運動公園の整備を検討します。	-	-	候補地の選出	未着手	未着手	候補地の選出や地権者の理解を得る必要がある。 候補地の選出を開始する。
	2-8 開放型の都市緑地の整備	緑地保全を第一の目的とする都市緑地の整備においても、市民が利用できる開放型の緑地整備を検討します。	-	-	藤原市民の森緑地整備	実績無し	着手	用地交渉先の把握や地権者の理解を得ることが必要となる。 整備に向けて検討を行っている。

基本施策	個別施策	基本計画指標		令和元年度 予定事業	平成30年度実施 事業内容	進捗 状況	実施上の問題・ 課題	評価
		令和7年度	令和17年度					
(施策2) 公園緑地の 整備	2-9 特色ある公園等の 整備	地域特性を活かした公園や特徴的な施設の整備により、特色のある公園等の整備状況を把握していきます。	-	-	施設修繕	施設修繕	実施	施設の老朽化により、今後大規模な改修の必要がある。 継続して実施している。
	2-10 防災機能の強化	防災活動の拠点となる防災公園の整備を検討する一方、都市公園の整備や再整備の際には、周辺状況を考慮した上で地元自治会等と協議し、非常に利用できる防災施設や耐火性のある樹種の導入などにより防災機能の強化を図ります。	-	-	大穴近隣公園整備	実績無し	実施	市危機管理課との調整が必要である。 継続して実施している。
	2-11 都市公園の再整備 による活性化	施設の老朽化や、近隣住民の年齢層の推移などから起こる利用形態の変化により、利用状況の低下がみられる公園においては、再整備により活性化を図ります。また、子育て支援や高齢化対応の充実を図るなど周辺地域のニーズや取組を踏まえて、機能の集約や分配などを考慮した既設の都市公園の再編についても検討します。	-	-	遊戯施設改築 既設公園改修	遊戯施設改築	実施	老朽施設の計画的な改修が必要である。 継続して実施している。
	2-12 生産緑地の活用	市街地の緑地空間確保に寄与する都市農地に関し、国の動向を注視するとともに新たな施策も検討し、生産緑地制度の活用を継続していきます。その中で、面積や接道条件などの要件を満たしている箇所の買い取り申し出があった場合、公園としての活用を検討します。	-	-	都市公園としての活用 検討	21件生産緑地の買取り 希望があり、公園用地として検討を行うも、活用には至らず	実施	都市公園として活用できる条件を満たしている生産緑地の確保が必要である。 都市公園として活用できるか様々な条件に基づいて検討を行っている。
(施策3) 緑化の推進	3-1 街路樹による道路 緑化の推進	幅員16m以上の道路整備にあたり、計画的な道路緑化を推進するため、周辺の土地利用状況や歩行者通行量を考慮した上で、街路樹を設置できるところに、街並みや地域特性を考慮した街路樹の導入を検討していきます。	-	-	実施予定	実績無し	実施	特に無し 継続して実施している。
	3-2 自然を活かした水 辺環境の創出	河川や調節池の周辺に遊歩道や緑地などを整備し、水や緑とふれあえる親水拠点を創出します。また、遊歩道等の活用を推進するため、ベンチなどの施設設置状況の把握や、新規整備も検討していきます。	-	-	多自然川づくりに関して、引き続き環境調査等を大学と共に実施 駒込川改修事業の用地買収	市と東邦大学との包括協定に基づき、準用河川駒込川で行う多自然川づくりの実施設計委託に際し、意見をもらった。 駒込川改修事業の用地買収を実施	着手	今後も継続的に行っていく場合、調査等に費用が発生する可能性がある。 着手に進んでいる。
	3-3 公共施設の緑化	公共施設の新設や建て替えに際しては、地域の景観に考慮した接道部分の緑化を推進し、地域のシンボルとなるような景観木・生垣を積極的に導入していくよう協議します。	-	-	開発指導における緑化 指導	開発指導における緑化 指導	実施	建設当時に条例がない場合、当初から緑地が確保されておらず、部分的な建替えでは十分な緑地が作れない。 市場、学校などの公共施設建替え時に粘り強く交渉し、理解を得つつ緑化をしてもらっている。
	3-4 生垣助成	生垣の視覚効果や防災効果を高める適正な管理をしていくため、現在行っている生垣管理に対する助成の対象を広げ、設置の推進と管理状況の質が高まるよう制度の見直しを図ります。また、管理だけでなく生垣の設置に対する助成制度についても検討します。	-	-	指定樹木等助成制度の中で指定生垣に対する助成金の交付 (新規指定 : 1,795m)	指定樹木等助成制度の中で指定生垣に対する助成金の交付 (新規指定 : 1,795m)	着手	市内にある生垣を調査し、助成金の紹介を行う活動なども実施しないと増加しない。 代替わりなどで生垣が撤去されるケースも増え、減少しつつある。
	3-5 宅地開発や事業所 等の設置と連動した 緑化推進	宅地開発や事業所等の設置の協議の際には、緑の保全と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導をしていきます。	-	-	開発指導における緑化 指導	開発指導における緑化 指導	実施	条例に基づき、理解を得て、緑地を確保してもらっている。 開発エリア内の敷地内緑化は、一定の割合で確保できているものと考える。

基本施策	個別施策			基本計画指標		令和元年度 予定事業	平成30年度実施 事業内容	進捗 状況	実施上の問題・ 課題	評価
				令和7年度	令和17年度					
(施策3) 緑化の推進	3-6 立体的な緑の推進		市街地における緑の視覚的効果と、夏季のヒートアイランド現象への対策に効果の高い屋上緑化、壁面緑化及び緑のカーテンなどの立体的な緑化を推進していきます。	-	-	開発指導における緑化指導	開発指導における緑化指導	実施	特に無し	取り組みは順調に進んでいる。
						市民、公共施設にゴーヤの苗や種を配布	市民、公共施設へゴーヤの苗や種の配布	実施	配布場所等の検討が必要である。	取り組みは順調に進んでいる。
(施策4) 緑の効果を高める管理の充実	4-1 公園・緑地・街路樹の適正な管理		緑が目に映える、質の高い緑へと育成し管理していくため、公園や緑地、街路樹を含めた緑に対し、樹種ごとの将来樹形までを見据えた適正な管理手法を検討し、樹木管理を行っていきます。	-	-	今までのノウハウを基にマニュアルの作成	状況に応じた管理の実施	実施	管理手法の研究が必要である。	検討を開始する。
	4-2 地域に根差した樹木の移植		地域の中で親しまれシンボルとなっている樹木を、やむを得ず除去せざるを得なくなった場合に、移植等の保全方法を検討します。	-	-	地域の要望に合わせた樹種の移植検討	移植が必要な事例は発生せず	実施	移植場所の候補地を把握しておく必要がある。	今年度には事例がなかったが、過去移植を行った事例があり、本施策を活用している。
						大穴近隣公園整備	なし	実施	移植に根回し等の期間が必要である。	継続して実施している。
	4-3 安全・安心な公園の維持		犯罪や事故防止のため、適正な夜間照明の照度を確保し、死角となるような施設や植栽の改善を図ります。	-	-	照明灯LED化	照明灯の修繕	実施	隣接地への照明の光漏れへの配慮が必要である。	継続して実施している。
(施策5) 市民との協働の推進	4-4 緑のリサイクルの推進		樹木の剪定によって発生した枝等をチップ化し、土壤改良材等として活用していくとともに、新たな有効利用方法を検討していきます。また、公園等で木材を使用する施設を整備する際に、再生木材を使用した製品を活用します。	-	-	遊戯施設改築 既設公園改修（ベンチ、パークゴラ）	遊戯施設の改築	実施	特に無し	継続して実施している。
	5-1 市民参加の公園づくり		公園の整備にあたっては、計画段階から市民のニーズを把握し、利用者が愛着をもてる公園づくりを進めます。また、こども未来会議室等での公園整備や利用方法に関する提案や要望についても積極的に検討していきます。	-	-	大穴近隣公園整備	なし	実施	特に無し	公園整備前に地元説明会を実施している。
						市民のニーズをより反映した公園づくり	こども未来会議室での「ボール遊びのできる公園をつくる」という提案を受け、市内5公園にて事業を実施	実施	ニーズの多様性を捉えた公園づくりが必要である。	市民のニーズを反映した公園づくりを行って。る。
	5-2 ふれあい花壇事業		公園等に花壇を設置し、市民団体等に花苗の植え替えや水やりなど花壇の管理をお願いいたします。今後は、事業の効果を高めるため、花壇の管理についてアドバイスする専門家の派遣などにより、活動団体をサポートするような体制づくりを検討します。	実施箇所 120箇所	実施箇所 147箇所	引継ぎ、ふれあい花壇事業の周知 (目標:102箇所)	清掃団体への事業実施をお願いするため、新たなリーフレットの作成、配布 (実績:99箇所)	実施	高齢化等により実施を断念する団体がある。新規実施団体の募集が必要である。	進めているものの箇所数は微増である。

基本施策	個別施策			基本計画指標		令和元年度 予定事業	平成30年度実施 事業内容	進捗 状況	実施上の問題・ 課題	評価
				令和7年度	令和17年度					
(施策5) 市民との協働の推進	5-3	花いっぱいまちづくり助成事業	花のあふれるまちづくりのため、公共的な空間に花を植えている団体に、その費用の一部を助成します。今後は、より使いやすい制度になるよう手続き等を見直し、登録団体の増加を図ります。	事業参加団体 55団体	事業参加団体 65団体	引き続き、花いっぱいまちづくり助成事業の周知 (目標：35団体)	事業を紹介するためのリーフレットの刷新と商店会連合会へのリーフレットの配布、学校等への案内 (実績：32団体)	実施	実施者の高齢化、自己負担分捻出できず断念などで中止するケースがある。	進めているものの団体数は横ばいである。
	5-4	花苗サポート事業	事業に協力していただける市民を登録し、種から花苗をつくるまでの育て方を講習しながら、種や必要資材を配布して花苗づくりをお願いする「花苗サポート事業」の実施を検討します。作成した花苗のうち、一定個数を公共施設用として納品してもらい、残りは自由に育ててもらうことで、花のあふれる街を目指します。	-	花苗サポート 100人	公募を取り入れた試行実施 (目標：25人)	春と秋の計2回にわたり、試行実施 (実績：15人)	実施	本格実施に向けた課題の整理を行う。	本格実施に向けて着実に進んでいる。
	5-5	町会等清掃委託制度の推進	身近な公園の清掃等管理を町会などの団体に委託し、地域で管理していただきます。活動団体や箇所を増やしていくよう、例えば容易なものから何段階かに管理内容のレベルを変えた委託体制にするなどの制度改正の検討や報告体制の見直しを行い推進していきます。	委託箇所 446箇所	委託箇所 543箇所	継続実施 (目標：360箇所)	継続実施 (実績：353箇所)	実施	町会等、清掃団体の構成員の高齢化などにより辞退の申請が増加傾向にある。	長年実施しており、地元公園を大切に利用する愛着心など、一定の成果を上げているものと考える。
	5-6	地域のシンボルとなる緑づくり	公園や緑地の整備・再整備などに合わせ、地域のシンボルとなる樹種を選び、それを地域住民に植樹してもらうイベントなどをを行うことで、緑を増やすとともに緑に興味を持つてもらう機会や、公園に愛着を感じてもらうきっかけをつくります。	植樹箇所 20箇所	植樹箇所 50箇所	植樹の検討	大穴近隣公園において、ムクロジを1本植樹	着手	地元調整の必要がある。	住民に植樹をしてもらうイベント等は未実施である。
	5-7	ビオトープ事業の推進	生物の生息空間としての機能を高めるため、緑や花、水辺などを合わせ持ったビオトープを設置・管理し、生物多様性の拠点とします。管理運営に際しては、学校や市民団体、専門知識を有する方と協力し、環境教育や地域の交流の場としても活用できるよう、推進体制を検討していきます。	-	-	1校でビオトープ新設予定	累計14校にビオトープ設置	実施	特に無し	ビオトープ設置済みの学校に関しては今後も活用できるが、新たに設置するのは難しい。
	5-8	緑の保全に寄与する団体へのサポート	緑の保全に寄与する市民活動団体をサポートする方法やシステムを検討します。	-	-	表彰等の継続	緑の保全に関する表彰 (実績：2件)	実施	表彰・顕彰または推薦にあたっては、実施者が普段どういった活動を行っているか、當日頃から把握する必要がある。	取り組みは順調に進んでいる。
	5-9	緑化推進委員会の設置	各施策を推進するにあたり、地域を代表して市との連携を図り、各地域の緑化状況を把握し緑化のサポートをする緑化推進委員の委嘱と緑化推進委員会の設置を検討します。	-	-	緑化推進にかかる議題に基づく委員会の開催	緑化推進にかかる議題に基づく委員会の開催	実施	委員会の最適な運営方法を研究する。	緑化推進を目的として複数回検討を重ねている。

基本施策	個別施策	基本計画指標		令和元年度 予定事業	平成30年度実施 事業内容	進捗 状況	実施上の問題・ 課題	評価	
		令和7年度	令和17年度						
(施策6) 緑の普及・ 啓発	6-1 緑と花のジャンボ市	植木や花苗などの販売を行う「緑と花のジャンボ市」を毎年2回開催します。現在は、年2回とも天沼弁天池公園で開催していますが、今後は市内の別の地域での開催も検討するとともに、植木や花苗の販売だけでなく、展示スペースや体験コーナーなどの内容拡充についても検討していきます。	-	-	引き続き実施。魅力あるものに改善	春・秋実施。秋はミュージックストリートと同日開催（日曜のみ）	実施	特に無し	継続して実施している。
	6-2 花壇コンテスト	個人や団体が、街中で管理している花壇のコンテストを開催し、優秀者を表彰します。今後は、事業推進のため、花壇等の作り方や花の育て方などをアドバイスする講習会等の開催も検討します。	コンテスト出場団体 55団体	コンテスト出場団体 65団体	引き続き春・秋コンテストの実施（目標：45団体）	参加者のリピート率向上を目的に、幾つかの点を改善（実績：43団体）	実施	新規参加者の開拓が必要である。	順調に進んでいると考える。
	6-3 公園等の情報提供	公園等の位置や施設情報を検索するシステムを構築し、市民に情報提供することで公園等の活用促進を図ります。また、地域の活動などもサポートできるよう公園等でのイベントなどの情報を検索システムに連動させることも検討していきます。	-	-	新規の公園・緑地等の情報提供	新規の公園・緑地等の情報を随時「公園マップ」へ更新	実施	遊具の改修工事等に伴う情報について、差異がある。	市内の公園等のPRに繋がってる。
	6-4 環境学習プログラムの開発	ふなばしアンデルセン公園での自然体験やふなばし三番瀬浜公園に整備する環境学習施設での環境学習に併せ、環境に関する活動をしている市民活動団体とも協力しながら環境学習プログラムを作成し、実施していきます。	-	-	所管するアンデルセン公園において、引き続き、指定管理者による自然観察会等を実施。	所管するアンデルセン公園において、自然体験ゾーンを生かした自然観察会等を指定管理者が実施	実施	一時的に人気が高まり急増した公園利用者を減少させない。	着実に事業を実施している。
	6-5 市の花の普及・啓発活動	市の花である「ヒマワリ」と「カザグルマ」を周知し、市民一人ひとりの手による緑化活動を推進します。ヒマワリの周知については、学校や保育園といった公共施設等で育てることや、種の小袋を出張所等の窓口で配布することで推進します。カザグルマについては、自生地の保護を最優先課題としつつ、自生種から育てた苗の配布により周知を図ります。どちらも、配布数の増加や配布箇所の拡大等により周知を強化していきます。	-	-	市の花の配布及びイベントを通じたPR活動	市民に市の花の配布及びジャンボ市などのイベントにて市の花ブースを設置し、PR	実施	認知度を高めるため、新しく、効率的なPR方法を研究する必要がある。	配布する対象施設を増やしたことにより、より多くの市民に普及啓発活動を実施できた
	6-6 緑の散策路の普及・推進	自然散策マップやお散歩マップの周知を図り、それを活用した散策会等の開催により普及していきます。	-	-	公民館や市インフォメーションセンター等での広く自然散策マップの配布	公民館や市インフォメーションセンター等での広く自然散策マップの配布	実施	自然散策マップ(H27.4発行)の情報が古くなっている可能性があるので、必要に応じて更新する必要がある。	自然散策マップの周知は出来ているが、散策会等の実施は出来ていない。
	6-7 地域の活性化のための公園活用	地域の活性化につながる、朝市やチャリティーイベントなどの開催場所として公園等を活用していきます。加えて、ロケ地の紹介をしている「ふなばし撮おりやんせ」を通して映画やドラマなどの撮影も誘致し、市に愛着を感じてもらえるよう公園を活用していきます。	-	-	随時実施	7件	実施	公園での撮影要望が多いため積極的な受け入れ態勢の構築が必要である。	着実に実施できている。